

2017年9月14日

「2018－2020年度 NHK 経営計画」策定に向けた意見募集に対する  
日本新聞協会メディア開発委員会の意見

●インターネットの活用について

NHKの上田良一会長は、メディア環境の多様化を理由に、NHKを「公共放送」からインターネットの活用も含む「公共メディア」へと変化させる方針を示している。しかし、より自由度の高いインターネットにおける「公共性」は、公平・公正・中立を旨とする放送のそれとはまったく異なる。NHKが「公共メディア」への変化を打ち出すのであれば、インターネットで実施する事業や担うべき役割について①NHKが行う必然性、②ユーザーニーズ、③費用対効果、④他事業者や市場への影響——などの項目に関する開かれた議論を行い、視聴者・国民の理解を得ることが先決だ。

前提としてNHKは、受信料が放送を支えるための特殊な負担金であり、放送の補完であるインターネット事業には無制限に使用できないことに留意するべきだ。今年7月に高市前総務大臣が認可した「インターネット実施基準」でも、「各年度受信料収入の2.5%を上限とする」と明記されている。にもかかわらずNHK「受信料制度等検討委員会」はこのほど、常時同時配信について、NHK執行部が2019年度開始を希望していることを前提に、その財源は「受信料型とし、受信料と同程度の負担を求めることに合理性がある」との答申を出した。受信料制度との整合性をはからず、なし崩しにNHKの業務範囲拡大を容認するかのごとき答申は、NHKから自己点検を促す機会を奪うだけでなく、視聴者・国民の信頼を損なうことにつながりかねない。

NHKには今回の経営計画で、「公共メディア」の全体像と、実施を目指す個別事業を可能な限り明らかにすることを求める。それをもとに、受信料制度との整合性や、個別事業の妥当性に関する国民的な議論がなされることを期待する。

●受信料の公平負担の徹底について

放送法の趣旨に則り、NHKがより徹底した公平負担を希求し、支払い率を80%まで高めてきたことは評価できる。他方、NHKの2016年度決算によると受信料収入は6769億円にのぼり、14年度決算から2年間で276億円も増加している。NHKは今年3月、会計検査院から2015年度末時点の子会社利益剰余金が948億円にのぼったことを指摘され、是正を求められてもいる。受信料を巡っては、受信料の公平負担をより徹底させる取り組みと同時に、7000億円に迫ろうという規模、地上契約で月額1310円という金額、さらには受信料によって展開する事業が公共放送としてふさわしいか否かについても総合的に検証する必要がある。NHKの事業内容が、国民のニーズに合致した「公共性」の強い範囲にとどまり、その結果受信料額値下げなどの形で国民への還元が進めば支払い率の向上が期

待できるからだ。

NHK が、先の「受信料制度等検討委員会」1号答申に従って、他の公共事業体から視聴世帯に関するデータを取得し収納活動に使用するのであれば、個人情報保護の観点から、使用の是非を含めて公の場で議論するべきだ。

●効率的で透明性の高い経営について

視聴者からの受信料で支えられている NHK にとって、コンプライアンスを徹底し、効率的な経営を進めていくべきなのは当然だ。NHK 本体だけでなく関連団体についても同様で、その役割と事業内容、規模などについて明確化し、可能な限り情報を公開してグループ全体の経営の透明性を確保するべきだ。

●その他

NHK は前回経営計画（2015—2017 年度）策定時同様、経営計画案やその骨子を示さないまま視聴者・国民から意見を募集した。先に公表された「NHK 受信料制度等検討委員会」の答申は、NHK が今後目指す「公共メディア」の具体像を示さないまま常時同時配信の負担のあり方について提言しており、これを次期経営計画に反映させれば多くの問題が生じることは当委員会が先に指摘した通りだ（<http://www.pressnet.or.jp/>掲載）。NHK には、次期経営計画案の公表段階で再び意見募集を行い、視聴者・国民の意見を十分に反映することを要望する。

以 上